

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第51回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年12月17日（火） 15:39～16:15

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、

長田 三紀、宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、

菊池 昌克（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、

柴崎 哲也（事業政策課企画官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、

片桐 義博（料金サービス課企画官）、松井 正幸（電気通信利用情報政策室長）、

神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）諮問事項

電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3061号】

（2）答申事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3060号】

開 会

○東海部会長　それでは、おおむね定刻でございますので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第51回）の開催をいたします。本日は、委員8名中、現在5名、辻委員が少しおくれられるということでございまして、6名ご出席を予定いたしております、いずれにしても定足数を満たしております。

なお、答申事項のご説明のために、相田専門委員に特にご出席をいただいております。

○東海部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項1件、答申事項1件でございます。

まず、諮問第3061号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」、審議をいたします。

総務省からご説明をお願いいたします。

○松井電気通信利用者情報政策室長　総務省の電気通信利用者情報政策室長の松井でございます。資料の51-1に基づきまして、ご説明させていただきます。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の概要でございます。今回の改正でございますけれども、電気通信事業法第26条の提供条件説明義務に関して、その対象を定める施行規則22条の2の2の第9号を改正いたしまして、対象となる電気通信役務のうちの無線LANの定義を、範囲を拡充するものでございます。

その背景といたしましては、近年の無線LANの普及がございます。特にスマートフォン等のモバイル端末の普及に伴いまして、さまざまな提供主体が公衆無線LANの提供を行っております。そうした中で、契約の締結時の提供条件の説明についても、しっかりと説明が行われるように、その範囲を拡充したいと考えております。

今回の拡充でございますが、概要の2ページ目でございますけれども、2点ございます。接続される移動端末の範囲の拡充、それから2点目が、設置形態に合わせた設備の追加の2点でございます。

1点目でございますが、これまで無線LANのサービスにつきましては、モバイルパソコンによる接続の利用を主に想定しておったところがございますけれども、近年では無線LAN機能を搭載したスマートフォンが普及しておりまして、スマートフォンによ

る接続を念頭に置いた無線LANアクセスサービス、これが広く展開されているという状況でございますので、スマートフォンを含めた携帯電話等の端末を接続するサービスも提供条件の説明の義務の対象というふうに拡充したいと考えております。

2点目でございますが、設置形態に合わせた設備の追加でございますけれども、無線LANアクセスサービスの形態が多様化しておりまして、変更の対象となっておりますのが、端末系伝送路設備でございますけれども、これに端末設備をその対象に追加するものでございます。具体的に申しますと、コンビニエンスストア、あるいはホテル、そういった同一の建物内に無線LANのアクセスポイントを設置する場合、これはこの無線LANのアクセスポイントを端末設備となることでございますけれども、これを今回の対象として追加をしたいと考えております。

条文につきましては、新旧対照表をごらんいただければと思います。このうちの1ページおめくりいただきまして、第9号でございますけれども、まず1点目の端末の拡充につきましては、9号、現行のところ、下段をごらんいただきますと、2行目で、移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く）となっておりますけれども、これをそのまま削除いたしまして、移動端末設備と接続されるものに限るという形にさせていただきます。また、端末設備につきましては、上段でございますけれども、下線のところでございますが、電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る）ということで、この節を追加いたしまして改正と、拡充と考えております。

今回の省令案の改正の概要については以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。ただいまのご説明について、どうぞ、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

諮問の段階のご説明ではございますが、何か方向づけについて、ご質問やご意見ありましたら、ご発言いただきたいと思っております。

消費者行政課からご説明ありました。消費者のことで、長田委員、何か。

○長田委員　必要な改正だと思いますし、もうちょっと早くてもよかったかなというところでは。

○東海部会長　おっしゃるとおりでございます。

よろしゅうございましょうか。

はい、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等

に掲載するなどいたしまして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、来年1月17日金曜日までといたします。

○東海部会長　それでは、次に答申事項に移りたいと思います。

諮問第3060号「接続料規則の一部改正について」、審議をいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、今年10月29日開催の当部会において審議を行い、本年10月30日から11月28日までの間、意見募集を行いました。

また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思います。それでは、相田専門委員よろしくお願いたします。

○相田専門委員　東海先生の後任といたしまして、接続委員会の主査を務めることになりました相田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご紹介いただきましたように、接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。

資料51-2をごらんください。本件の概要につきましては、資料51-2の5ページに具体的な記載がございます。平成25年度、本年度から27年度までの3年間につきましては、平成24年9月25日に情報通信審議会により答申がなされました「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」を踏まえまして、第六次モデルを用いたLRIC方式を接続料算定に適用することとされております。本件は、平成26年度の接続料算定に用いる入力値を更新するため、関連規定の整備を行うものでございます。

本改正案につきましては、先ほどご紹介いただきましたように、10月30日から11月28日までの間、意見募集が行われ、1件の意見の提出がございました。これを受けて、今月10日に接続委員会を開催し、本改正案並びに提出された意見について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。その結果、当委員会といたしましては、この資料51-2の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、本件接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとのご報告をさせていただきたいと思います。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、この資

料5 1-2の2ページから3ページに取りまとめております。この具体的内容につきましては、総務省からご説明いただけるということでございますので、よろしくお願いたします。

○片桐料金サービス課企画官 料金サービス課の片桐でございます。意見及びその考え方についてご説明させていただきます。

2ページ目をごらんください。今回でございますけれども、ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)の3社から意見が1件提出されております。

意見の概要としましては、光ケーブルの経済的耐用年数については、光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があるため、見直しを行い、少なくともメタルケーブルの経済的耐用年数と同程度まで延長すべきというものでございます。

具体的には、接続料規則に規定されております光ケーブルの経済的耐用年数というのは、架空で15.1年、地下で21.2年となっておりまして、メタルが架空で27.7年、地下で36.9年となっているのに比べて短くなってございます。

一方、経済的耐用年数を直接左右する要因でございますけれども、3点提示されておりまして、1つがケーブルの劣化、もう一つが支障移転、もう一つが自然災害、その他による破損ということで、2番目と3番目については光もメタルも変わらないであろうと。一方、1番目の劣化については、耐用性という観点からは、光のほうがメタルよりも高いと思われるので、少なくとも光ケーブルのほうがメタルケーブルよりも短いというのはいかがでしょうかといったご意見でございます。

このご意見に対しましての考え方でございますけれども、接続料規則で規定されております設備の経済的耐用年数でございますが、これは現在は第六次モデルでございますけれども、平成23年から4年にかけて開催されました長期増分費用モデル研究会におきまして、関係事業者を含めた専門家が十分な時間をかけて検討を行った上で算定されたものでございます。したがって、今回の接続料算定に当たっては、原案の数値を用いることが適当ではないかと。

なお、仮に算定方法の見直しを行う場合は、また改めて長期増分費用モデル研究会等の場で議論することが適切ではないかという形で整理させていただきました。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問

いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ご意見をいただいたのが、経済的耐用年数に関することでもございました。もし、お差し支えなければ、関口委員から現在の経済的耐用年数、経済的とついている、特に会計学的意味を含めて、簡単にご説明いただくとありがたいのですが。

○関口委員 はい。特にこれはLRIC経済耐用年数とカギ括弧つきでよく言っている耐用年数でありまして、税法上の法定耐用年数を通常使っているケースが多かったのですが、LRICモデルを構築するに当たって、設備の使用年数を経済的に測定するという手法で、各設備の経済的耐用年数というのを算定しているわけですね。特に光については、設置の年数が比較的短いこともあって、修正増減法等で過去の実績を見ながら、少しずつ経済的耐用年数を延長しているような経緯がありますので、このような若干メタルと比べたときに短いケースが生じておりますが、このことは十分に研究会の中でもんだ結果ですので、また必要な場合には研究会の席で議論をすべきことだろうと考えております。

○東海部会長 LRIC研にご参加されておられる委員もいらっしゃいますので、どうぞ、ご遠慮なくご発言いただきたい。

いずれにしても、経済的耐用年数というのは会計学も随分変わってきて、単なる物理的耐用年数でなく、しっかり市場を見ていくということも含み、またさらに機能がしっかりとしたものでなければならないわけですから、幾つかの科学的な観点から耐用年数論を議論していくと、私は理解をいたしております。そのような意味で、劣化の問題だけでないというので、こんな考え方にまとめていただいたということだろうと思っております。いかがでございましょうか。

それでは、よろしければ4ページをごらんいただきたいと思います。諮問第3060号につきましては、4ページにございます答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長 以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様から何かご発言ございましょうか。事務局からはいかがでしょう。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。閉会といたします。あり

ありがとうございました。

閉 会